平成25年3月27日判決言渡

平成25年(行ケ)第10056号 審決取消請求事件

判決

原 告 X

被告許反反官

主

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした 審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、上記第1記載の審決(以下「審決」という。)の取消しを求める事案であり、記録によれば、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願(特願平9-370506号)をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、不服の審判(不服2007—19402号事件)を請求した。特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成25年2月27日に提起されたところ、上記第2のとおり、審

決の謄本の送達があった日から30日を経過しているから、特許法178条3項により不適法であり、その不備を補正することができないものである。

よって,行政事件訴訟法7条,民事訴訟法140条により,口頭弁論を経ないで, 判決で,本件訴えを却下することとし,主文のとおり判決する。

知的財產高等裁判所第3部

裁判長裁判官					
	芝	田	俊	文	
裁判官					
	岡	本		岳	
裁判官					
	武	宮	英	子	